

此花区高年者交通安全リーダー設置要綱

昭和 62 年 4 月 1 日制定後
平成 26 年 2 月 1 日一部改定
令和 6 年 4 月 1 日一部改定
令和 7 年 4 月 1 日一部改定

（趣旨）

1 条

長寿社会を迎えて、高年者の交通事故防止を図るために高年者の中からボランティアの交通安全リーダーを定め、老人クラブ、レクリエーションクラブ等の活動の中で積極的に交通安全の問題をとりあげることにより、高年者自身による自主的な交通安全を推進しようとするものである。

（交通安全リーダー）

2 条

区内の老人クラブに属する高年者の中から推薦された者を交通安全リーダーとする。

なお、交通安全リーダーには交通安全リーダー証を交付する。

（研修）

3 条

1 研修は、此花警察署が主催する「交通安全講習会」を受講することとする。

2 研修項目は次のとおりとする。

- (1) 交通安全に関する知識。
- (2) 高年者の交通事故の実態と特徴。
- (3) 交通事故事例の研究。
- (4) その他、交通事故防止のために必要な事項。

（活動）

4条

交通安全リーダーの活動は、ボランティアにより行うものとし、所属するクラブで次の活動を行う。

- 1 クラブ活動中、機会あるごとに交通安全の話題を提供する。
- 2 クラブ活動が終わったときに、必要な言葉をかける。
- 3 クラブの交通安全教室のお世話をする。
- 4 その他、クラブ員の交通事故防止を図るために必要な活動を行う。

（資料の提供）

5条

交通安全リーダーには、必要に応じて交通安全に関する資料を提供する。

（その他）

6条

- 1 交通安全リーダーに関する事務の窓口は、「交通事故をなくす運動」此花区推進本部（此花区役所 交通安全業務を所管する課）が行う。
- 2 「交通事故をなくす運動」此花区推進本部は、交通安全リーダーの確保に努める。